廃棄等費用(注23)	総額（円［税抜き］）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　月	
	積立終了時期	年　月	
	毎月積立金額（円［税抜き］）		
補助金の受給額（円）(注24)			

遵守事項(注25)	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注26)	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】(注27)	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。(注28)	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）(注29)		
	②印鑑証明書（注29）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注29）		
	④土地の取得を証する書類等（注30）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）(注31)		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注32）		
	⑦構造図（注27）(注28)		
	⑧配線図（注33）		
	⑨接続の同意を証する書類の写し(注17)		
	⑩運転開始年月日等の証明書類（注34）		
	⑪事業実施体制図（注35）		
	⑫関係法令手続状況報告書（注36）		
	⑬再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注37）		
	⑭再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注38）		